【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	大末建設株式会社
【英訳名】	DAISUE CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　日　髙　光　彰
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
【電話番号】	（06）6121－7143
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　三　宅　嘉　徳
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新砂一丁目７番27号
【電話番号】	（03）5634－9011
【事務連絡者氏名】	総務部　東京総務課長　日　高　隆　之
【縦覧に供する場所】	大末建設株式会社　東京本店 （東京都江東区新砂一丁目７番27号） 大末建設株式会社　名古屋支店 （名古屋市北区城見通三丁目５番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年６月24日開催の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月24日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当を１株につき10円と決定いたしました。

第２号議案　定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。その内容は、以下のとおりであります。

（１）当社が、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、必要となる監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行いました。

（２）機動的な資本政策及び配当政策が可能となるよう、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により定めることができる旨の規定を新設しました。

（３）上記の変更に伴い、条数の調整、その他文言の整理を行いました。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）として日髙光彰、池本隆之、前田延宏、郷右近英弘、村尾和則、神谷國廣の６氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役として林　憲二、中島　馨、藤野英男の３氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

本件は、原案どおり補欠の監査等委員である取締役として水間頼孝氏が選任されました。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすることに決定いたしました。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬額を年額48百万円以内とすることに決定いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	66,092	429	－	（注）１	可決　99.36%
第２号議案	61,854	4,667	－	（注）２	可決　92.98%
第３号議案					
日髙光彰	66,139	371	－	（注）１	可決　99.44%
池本隆之	66,179	331	－	（注）１	可決　99.50%
前田延宏	66,185	325	－	（注）１	可決　99.51%
郷右近英弘	66,179	331	－	（注）１	可決　99.50%
村尾和則	66,186	324	－	（注）１	可決　99.51%
神谷國廣	66,105	405	－	（注）１	可決　99.39%
第４号議案			－	（注）１	
林　憲二	66,036	466	－	（注）１	可決　99.30%
中島　馨	66,118	384	－	（注）１	可決　99.42%
藤野英男	65,303	1,199	－	（注）１	可決　98.20%
第５号議案	66,135	387	－	（注）１	可決　99.42%
第６号議案	66,099	422	－	（注）１	可決　99.37%
第７号議案	66,082	439	－	（注）１	可決　99.34%

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上